

## 土岐市制70周年記念事業ロゴマーク使用基準

### 1 趣旨

本基準は、土岐市制70周年記念事業（以下「70周年事業」という。）におけるロゴマークの使用について必要な事項を定める。

### 2 ロゴマークの種類

ロゴマークは、別図のとおりとする。

### 3 ロゴマークに関する権利

ロゴマークの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、土岐市に帰属する。

### 4 使用目的

ロゴマークは、70周年事業の推進にあたり、土岐市、市民、市民団体、企業等が共に市制70周年を祝い、土岐市の魅力を市内外へ発信するために使用する。

### 5 使用できる者

前項の使用目的のために使用する場合は、何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 土岐市の品位を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者の活動に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (6) 営利を目的とする場合（8 使用手続により使用の届出をした期間を除く。）
- (7) その他市長が適当でないと認めた場合

### 6 使用期間

ロゴマークを使用できる期間は、令和6年4月19日から令和8年1月31日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、その期間を延長する。

### 7 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

## 8 使用手続

営利を目的としてロゴマークを使用する者（報道機関が70周年事業の広報の目的で使用する場合を除く。）は、あらかじめ次に掲げる事項を市長へ届出しなければならない。

- (1) 使用者の団体名称、代表者氏名、所在地及び連絡先
- (2) 使用方法
- (3) 使用期間

## 9 遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 70周年事業の広報に積極的に協力すること。
- (2) 別に定める使用ガイドラインを遵守すること。

## 10 使用の中止等

市長は、使用者がこの基準に違反し、又は違反するおそれがあるとき、その他市長が適当でないと認めるときは、使用の中止、使用品の回収その他必要な措置を講じるよう指示等を行うことができる。

## 11 使用状況等の調査

市長は、ロゴマークの適正な使用を図るために必要と認めるときは、使用者に対して使用状況等の報告を求めることができる。

## 12 事故、苦情等の処理

使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、紛争等が発生したときは、自らの責任のもとに必要な措置を講じる。市長は、当該事故、紛争等に関し、一切の責任を負わない。

## 13 その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別図



土岐市制70周年